

令和４年度 全国高等学校総合体育大会
第７２回全国高等学校スケート競技フィギュアスケート競技選手権大会
医療要項

1 目 的

この医療要項は、令和４年度全国高等学校総合体育大会 第７２回全国高等学校スケート競技フィギュアスケート競技選手権大会に参加する選手・監督・コーチ・トレーナー・役員・視察員・報道関係者及び一般観覧者の医療及び救護について、基本的事項を定めるものとする。

2 方 針

令和４年度全国高等学校総合体育大会第７２回全国高等学校スケート競技フィギュアスケート競技選手権大会は医療機関、医師会、保健所、消防署等と相互に連絡調整等を行い、関係機関の協力を得て業務を行い、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 救護所の設置

- (１) 大会期間中、競技開始から終了時まで競技会場に救護所を設置する。
- (２) 競技中の疾病、傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。

4 救護所以外における医療

- (１) 競技会場における練習等の場合
練習時間等において負傷、発病した場合は、競技会場の係員等に申し出て、監督・引率責任者が責任を持って対処する。
- (２) 宿舎で発病した場合
監督・引率責任者が宿舎に申し出るとともに、医療機関等へ連絡し、必ず付き添い受診する。
- (３) 実行委員会事務局への連絡
医療機関を受診した場合は、監督・引率責任者は後刻疾病の状況を実行委員会に連絡する。

5 医療機関での受診方法

各種健康保険の被保険者等の資格証「健康保険証」を提示し受診すること。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター加入者は「医療等の状況」の用紙を持参する。

6 医療費等の負担

- (１) 医療機関等での診療に要する費用は、すべて受診者の負担とする。また、「健康保険証」の提示がない場合は全額自己負担となるので注意すること。
- (２) 医療機関を受診する際にかかった交通費は、受診者が負担する。
- (３) 大会参加者は大会期間中を通し、できるだけ各種傷害保険に加入しておくことが望ましい。

7 参加生徒等の健康状況把握について

引率責任者は、引率するすべての生徒の健康状況を把握しておき、救護所や医療機関で医師等に正確に伝えられるようにしておくこと（特にアレルギー、心臓疾患、その他既往症の有無等）

8 医療機関の案内

- (１) 大会関係者で診療が必要になった時は、宿泊施設のフロントで最寄りの医療機関を確認してください。
- (２) 症状が重い場合は、１１９番通報で救急車の要請をしてください。

9 その他

- (１) 大会期間中に起きた傷病については「(公財)全国高等学校体育連盟傷病見舞金規定」及び「傷病見舞金審査基準に関する申し合わせ事項」を参考にすること。
- (２) この要項に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、関係する省庁、自治体、競技団体及び業界団体が定めるガイドラインに従うものとする。